

# 各務原市障がい児者見守りシール配布事業実施要綱

(令和3年11月10日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい児者が行方不明になった場合の発見、保護及び引渡しを早期に行うため、当該障がい児者又はその保護者に見守りシールを配布する各務原市障がい児者見守りシール配布事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい児者 療育手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）を利用している者及び障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。）を利用している者をいう。

(2) 保護者 障がい児者を在宅で監護する者及びその家族をいう。

(3) 見守りシール 衣服等にアイロンで貼り付けることができるラベル（以下「耐洗ラベル」という。）又は暗闇で発光するよう加工されたシール（以下「蓄光シール」という。）であって、これらのものに記載された二次元バーコードをスマートフォン等の機器で読み込むことにより、インターネットを利用してあらかじめ登録された障がい児者の情報を照会することができるものをいう。

(委託)

第3条 市長は、事業に係る業務の一部を、適切に実施することができると思われる事業者に委託するものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、市内に住所を有する在宅の障がい児者のうち、行方不明になるおそれのある者その他の市長が必要と認める者とする。ただし、各務原市認知症者外出支援事業実施要綱（令和3年6月30日決裁）第5条第1項に規定する者は、この限りでない。

(利用の申請)

第5条 事業の利用をしようとする障がい児者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、各務原市障がい児者見守りシール配布事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、事業の利用の可否を決定し、各務原市障がい児者見守りシール配布事業利用（承認・不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、見守りシールを配布する。

2 前項の規定により配布する見守りシールの数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1）耐洗ラベル 30枚

（2）蓄光シール 10枚

（見守りシールの追加配布）

第7条 事業を利用している障がい児者（以下「対象者」という。）又はその保護者は、見守りシールが不足したときは、各務原市障がい児者見守りシール追加配布申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請に係る見守りシールを当該申請をした者に配布するものとする。

3 前項の規定により配布する見守りシールの費用は、第1項の規定による申請をした者が負担しなければならない。

（変更の届出）

第8条 対象者又はその保護者は、第5条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、各務原市障がい児者見守りシール配布事業変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（利用の廃止）

第9条 対象者又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、各務原市障がい児者見守りシール配布事業廃止届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（1）対象者が死亡し、又は市外に転出したとき。

（2）対象者が障がい児者でなくなったとき。

（3）対象者が施設入所等により行方不明になるおそれなくなったとき。

(4) 対象者又はその保護者が事業の利用を辞退するとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、各務原市障がい児者見守りシール配布事業利用廃止通知書（様式第5号）により当該届出をした者に通知するものとする。

（利用の取消し）

第10条 市長は、対象者又はその保護者が虚偽の申請その他不正な手続により事業の利用の決定を受けたときその他市長が事業の利用が必要ないと認めるときは、その利用を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、各務原市障がい児者見守りシール配布事業利用取消通知書（様式第6号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（台帳の記録）

第11条 市長は、対象者及びその保護者に関する情報を、各務原市障がい児者見守りシール配布事業利用者台帳（様式第7号）に記録するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

各務原市障がい児者見守りシール配布事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 各務原市長

申請者 住 所  
氏 名  
対象者との関係 ( )  
電話番号

各務原市障がい児者見守りシール配布事業の利用について、下記のとおり申請します。

記

対象者	ふりがな 氏 名				生年月日	年 月 日	
	住 所				電話番号		
	手帳 番号	療育 精神	等級		サービス 受給状況		
	手帳 有効期限	年 月 日			サービス 認定期限	年 月 日	
保護者	ふりがな 氏 名				生年月日	年 月 日	
					電話番号		
	住 所				対象者 との関係		
緊急時連絡先	第1 連絡先	ふりがな 氏 名				電話番号	
		住 所				対象者 との関係	
		電子メール アドレス	@				
	第2 連絡先	ふりがな 氏 名				電話番号	
		住 所				対象者 との関係	
		電子メール アドレス	@				
	第3 連絡先	ふりがな 氏 名				電話番号	
		住 所				対象者 との関係	
		電子メール アドレス	@				

上記の対象者及びその保護者は、裏面に対象者の状況を記入し、同意書に署名してください。

対象者の状況	1 外出して家に戻れないことがあるか。	<input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> 時々ある	<input type="checkbox"/> ない
	2 外に出たがり、目が離せないことがあるか。	<input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> 時々ある	<input type="checkbox"/> ない
	3 目的もなく動き回ることがあるか。	<input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> 時々ある	<input type="checkbox"/> ない
	4 昼と夜の区別がつかないことがあるか。	<input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> 時々ある	<input type="checkbox"/> ない
	5 自分の名前が言えるか。	<input type="checkbox"/> 言える	<input type="checkbox"/> 言えない	
	6 自分の住所が言えるか。	<input type="checkbox"/> 言える	<input type="checkbox"/> 言えない	
	7 家族の名前が言えるか。	<input type="checkbox"/> 言える	<input type="checkbox"/> 言えない	
	8 行き先を告げずにいなくなることがあるか。	<input type="checkbox"/> よくある	<input type="checkbox"/> 時々ある	<input type="checkbox"/> ない
	9 警察保護歴があるか。	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> ない	
	10 9が「ある」の場合、発見場所はどこか。			

### 同意書

各務原市障がい児者見守りシール配布事業の利用に当たり、下記の事項に同意します。

#### 記

- 対象者が行方不明となった場合に、管轄の警察署、消防署、各務原市基幹相談支援センター等関係機関に個人情報を提供すること。
- 対象者が行方不明になったときは、保護者は捜索に協力し、対象者が保護されたときは、速やかに対象者の安全を確保するよう努めること。
- 見守りシールは、早期発見及び保護を確約するものではないこと。
- 天災等の不可抗力やサービスの機能点検により、認知症高齢者・障がい者等保護情報共有サービス（以下「見守りシステム」という。）が中断し、保護情報の提供が行えない場合があること。
- 本申請の内容に変更が生じたとき、対象者が死亡、市外転出又は施設入所したとき、その他本事業の利用を辞退するときは、速やかに各務原市へ届け出ること。
- 見守りシールを本事業の利用目的以外で使用、譲渡、販売及び改ざんをしないこと。
- 行方不明となった対象者に係る適切な支援を行うため、見守りシステムの通信状況等を各務原市が確認すること。

(宛先) 各務原市長

年 月 日

対象者氏名

\_\_\_\_\_

保護者氏名

\_\_\_\_\_

対象者との続柄 ( )

#### 【市記入欄】

確認欄	1. 居住地 (□在宅)
	2. 対象者の確認 <input type="checkbox"/> 療育手帳所持者 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳所持者 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス利用者 <input type="checkbox"/> 障害児通所支援利用者 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認めた場合 ( )

様

各務原市長

各務原市障がい児者見守りシール配布事業利用（承認・不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市障がい児者見守りシール配布事業の利用については、各務原市障がい児者見守りシール配布事業実施要綱第6条第1項の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者	氏名	
	住所	各務原市

1 見守りシールについて、次のとおり配布します。

個別番号		耐洗ラベル：30枚 蓄光シール：10枚
備考	1 対象者の衣類及び所持品にシールを貼付けしてください。 2 事前に登録した見守りシステムの情報に変更がある場合は、速やかに市に連絡してください。	

備考

申請した内容に変更がある場合又は利用を辞退する場合は、各務原市障がい児者見守りシール配布事業（変更・廃止）届出書を市に提出してください。

2 次の理由により、申請を不承認として決定しました。

不承認理由	
-------	--

様式第3号（第7条関係）

各務原市障がい児者見守りシール追加配布申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住 所  
氏 名  
対象者との関係（ ）  
電話番号

下記のとおり見守りシールの追加配布を希望します。

記

対象者の情報

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日
希望数	___セット（1セットは、耐洗ラベル30枚及び蓄光シール10枚です。）
個別番号	

備考 本申請により追加配布された見守りシールの費用は、申請者が負担することとなります。

様式第4号（第8条、第9条関係）

各務原市障がい児者見守りシール配布事業（変更・廃止）届出書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住 所  
氏 名  
対象者との関係（ ）  
電話番号

各務原市障がい児者見守りシール配布事業について、下記のとおり（変更・廃止）を届け出ます。

記

対象者の情報

住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日

1 変更

変更内容	<input type="checkbox"/> 対象者の住所（市内転居に限る。） <input type="checkbox"/> 緊急連絡先の者の氏名、住所、電話番号又は電子メールアドレス <input type="checkbox"/>
事由発生年月日	年 月 日
変更前	
変更後	

2 廃止

廃止事由	<input type="checkbox"/> 対象者の死亡 <input type="checkbox"/> 対象者の市外転出 <input type="checkbox"/> 対象者が障がい児者でなくなったため <input type="checkbox"/> 対象者が施設入所等により、行方不明のおそれがなくなったため <input type="checkbox"/> 対象者又はその保護者による利用辞退
事由発生年月日	年 月 日



第 号  
年 月 日

様

各務原市長

各務原市障がい児者見守りシール配布事業利用廃止通知書

年 月 日付け 第 号で決定した各務原市障がい児者見守りシール配布事業については、下記のとおり廃止しましたので通知します。

記

対象者氏名	
利用廃止日	年 月 日
個別番号	
廃止事由	<input type="checkbox"/> 対象者の死亡 <input type="checkbox"/> 対象者の市外転出 <input type="checkbox"/> 対象者が障がい児者でなくなったため <input type="checkbox"/> 対象者が施設入所等により、行方不明のおそれがなくなったため <input type="checkbox"/> 対象者又はその保護者による利用辞退

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

各務原市障がい児者見守りシール配布事業利用取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した各務原市障がい児者見守りシール配布事業については、各務原市障がい児者見守りシール配布事業実施要綱第10条第2項の規定により下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

対象者氏名	
取消しによる利用廃止日	年 月 日
個別番号	
取消事由	<input type="checkbox"/> 対象者又はその保護者が虚偽の申請その他不正な手続により利用の決定を受けたため <input type="checkbox"/> その他市長が事業を利用する必要がないと認めたため 理由（ ）

